

## 鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金交付要綱

制定 平成19年4月18日付第200700004090号  
最終改正 令和5年4月20日付第202300023984号  
農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下、「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県自衛防疫強化総合対策事業に係る鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金（以下、「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内で飼養される牛及び豚の特定疾病の予防接種を推進し、その発生予防を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「機構」という。）が実施する牛及び豚の伝染病発生予防事業（以下「補助事業」という。）について、機構に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、同表第3欄に定める額を限度とする。また、同表第1欄の予防接種技術料助成の区分については同表の第2欄に掲げる経費の対象となる牛及び豚の頭数に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を実施する年度の前年度の3月20日から3月31日までの期間に行うこととする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月18日から施行し、平成19年度事業より適用する。

2 平成19年度における第4条第1項の規定の適用については、同規定中「補助事業を実施する年度の前年度の3月20日から3月31日」とあるのは「平成19年4月25日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年度以前の事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成22年3月19日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成27年3月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月2日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月20日から施行する。

## 別表（第3条関係）

1 区分	2 算定基準	3 補助率
予防接種状況調査	事業実施に伴う予防接種の接種状況に関する情報の収集、集約に必要な経費	定額
予防接種技術料助成	牛流行性感冒ワクチン接種費 牛伝染性鼻気管炎ワクチン接種費 牛アカバネ病ワクチン接種費	定額（41円／頭）
	豚丹毒ワクチン接種費	定額（18円／頭）

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取県自衛防疫強化総合対策事業計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）の内容及び事業費の内訳

(1) 予防接種状況調査

項目	経費	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計		

(2) 予防接種技術料助成

疾病名	年間接種 頭数計画 (A)	年間接種 頭数実績 (B)	達成状況(%) (B)/(A)*100	獣医師技術料	
					内助成額
牛流行性感冒					
牛伝染性鼻気管炎					
牛アカバネ病					
豚丹毒					
計					

(注) 年間接種頭数実績及び達成状況については実績報告の際に記載すること

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用について「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所轄している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入れ控除税額が明らかでない一般課税事業者）

5 その他

実績報告には年間の予防接種実施状況がわかる資料及び月別の予防接種実施状況がわかる資料を添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県自衛防疫強化総合対策事業収支予算書（決算書）

1 事業の内容及び経費の配分

経費の総括

区分	補助事業に要する(した)経費 (A+B+C)	負担区分				備考
		県費 (A)	自己負担 (B)	その他 (C)	計 (D)	
予防接種状況調査						
予防接種技術料助成						
計						

2 事業完了（予定）年月日

3 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度決算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度決算額)	差引		備考
			増	減	
予防接種状況調査	円	円	円	円	
予防接種技術料助成					
計					

（注）区分は内訳を記載すること。

公益社団法人鳥取県畜産推進機構  
会長 ○○ ○○ 様

職 氏名

年度鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった牛及び豚の予防接種促進費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・する。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金交付要綱（平成19年4月18日付第200700004090号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所  
申請者 氏名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県自衛防疫強化総合対策事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額	金	円
2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	円
4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）	金	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕 入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 内 訳					

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法